

# 譲渡契約書

譲渡人 Ham ω Media -ハムメディア- (以下甲とする) と、譲受人 (以下乙とする) は、甲所有ハムスター (以下当該ハムとする) に関する譲渡契約 (以下「本契約」とする) を以下の通り締結します。

## 第一条 (譲渡ハムスターについて)

甲は乙が本契約書の内容を遵守することを条件に下記のハムスターの所有権を譲渡します。(トライアル期間中の所有権は甲に帰属します)

【HAM管理番号】	HAM	【仮名】	
【性別】	♂ ・ ♀ ・ 不明	【種類/毛色】	/
【体重】	g	【生年月日】	推定 / 西暦20 年 月 日 ・ 旬 ・ 不明
【備考】			

## 第二条 (所有権について)

当該ハムを引渡日から2週間をトライアル期間とし、その間に両者に異議がなければトライアル開始より15日目(甲の指示によりトライアル期間を延長した場合は、甲からのメールにトライアル終了延長日を記載し、その日付をトライアル終了日とし、その翌日とする)に甲からの正式譲渡の通知メールを以て、トライアル期間を終了とし、甲は乙に正式に当該ハムの所有権を譲渡します。(正式譲渡の通知メールが乙に送られるまでの所有権は甲に帰属します)

- ・本契約書記載内容に対する違反が認められた場合
- ・当該ハムの飼育に不都合な事実の隠蔽(経済・健康・環境・飼育方法等)があった場合
- ・本契約書記載の住所、氏名等に虚偽の内容があった場合
- ・住所変更の際に甲への住所変更通知を故意に怠った場合

所有権譲渡後に上記記載の事実が認められた場合、当該ハムの所有権は甲に戻され、当該ハムは甲に早急に返還することとします。尚、当該ハムの返還方法については、甲乙協議の上、定めるものとし、返還時の交通費等は甲乙各々が負担します。

開始: 20 年 月 日から 終了予定: 20 年 月 日まで

トライアル期間

両者に異議がなければ開始日より15日目に甲より正式譲渡の通知メールを以てトライアル期間を終了とする。  
但し、甲からの指示で状況に応じて延長もあり。

## 第三条 (契約期間について)

本契約の期間は、本契約日から当該ハムの死亡又は乙の所有権消滅までとする。但し、死亡に不審な点が見られる場合には、事実関係の究明を法的措置の完了までとします。

## 第四条

### 一章 (正式譲渡の条件について)

- 1) 本契約における譲渡条件は以下の通りとします。
- 2) 乙は、里親申し込みフォームに同意したこと及び「推奨飼育環境」をトライアル期間中及び正式譲渡後も遵守します。
- 3) 本契約に性別が記載されている場合、成長過程で性別が覆ることがあっても本契約は成立することとします。また、甲は性別が覆ることのないように、譲渡前の性別確認に対し、最善の努力をするものとします。
- 4) 乙及びその家族全員は、本契約に同意し、当該ハムの性格・習性を理解し、家族の一員として最後まで責任を持って飼育します。
- 5) いかなる理由をもっても飼育放棄はしません。万一、経済的理由・健康問題など当該ハムを飼育できない事態が起こった場合は、必ず甲に報告します。やむなき事情で飼育が困難になった場合は、当該動物を遺棄や行政処分を持ち込むことなく、速やかに甲へ連絡し当該ハムを甲の事務所へ届けます。この場合の諸経費及び交通費は乙負担とします。
- 6) 国に定められた動物飼育に関する法律や社会責任を果たし、他人に迷惑をかけない適性飼育を致します。
- 7) 常に当該ハムにあった適切な飼育環境を保つことを心がけ、怪我や病気をした場合は自己判断をせず、病院にて適切な医療ケアを致します。
- 8) 乙は甲に適切な治療ケアの確認書類、あるいは証明書を求められた際には、乙の負担にて速やかに提出しなければなりません。
- 9) 乙は、当該ハムの業者への転売、動物虐待、殺傷、繁殖目的、放置虐待(給餌、給水をやめ当該ハムを衰弱させる等)など本契約書の趣旨に反する行為が認められた場合、または乙にその疑いを抱かせるような行為や態度が認められた場合は、甲の要求に従い直ちに当該ハムを返還します。また責任を問われ法的措置を取られても異存ありません。
- 10) 甲は当該ハムの持病、病歴、健康状態など、譲渡時に判明している事項は乙に全て報告しました。(第一条備考欄に記載内容)
- 11) 乙が本契約内容を遵守しない場合や、里親申し込みフォームで同意したことを遵守しない場合や、甲との約束を厳守しない及び甲に虚偽の情報を伝えていたことが認められた場合を除き、乙に対して甲は一方的に当該ハムの返還を求めません。
- 12) 当該ハムが死亡した場合及び、住所や連絡先が変更になった場合は速やかに甲に連絡をします。

### 二章 (トライアル期間中、及び正式譲渡後の条件について)

- 1) 逃走防止のための管理を怠りません。乙は、万が一トライアル期間中及び正式譲渡後、過失により当該ハムを逃してしまった場合は、速やかに捕獲に努めるとともに甲に連絡を取り、警察、保健所、動物愛護センター等に届け出ます。場合によっては、その法的責任を問われることがあります。
- 2) トライアル期間中および正式譲渡契約後も、甲からの当該ハムの写真請求や面会請求があった場合には応じなくてはなりません。それにより飼育状況の改善要求が出された場合には早急に対応し、当該ハムの飼育にふさわしい環境を整える義務を負います。

